

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
<p>国立国会図書館支部法務図書館利用規程（法務大臣官房司法制度課内部規程）第3条、第6条、第9条</p> <p>国立国会図書館支部法務図書館利用規程の運用について（法務図書館長決定）第3条関係、第9条関係</p>	<p>法務図書館は、法務省の職員のほか館長の許可を受けた者も利用できることとなっており（規程第3条）、職員以外の者で、法務図書館の所蔵する図書を開覧しなければ、教育、調査及び研究の目的を達することができない者については、申請を行うことにより、臨時閲覧書の交付を受け、図書の閲覧をすることができる（規程第9条、運用第9条関係）。</p> <p>上記のとおり、許可の要件及び許可申請手続きは、規程第9条及び運用第9条関係で定められており、閲覧が許可されれば臨時閲覧書が交付されることから、現行規程でも事務手続きは明確となっている。</p>	d	-	<p>「制度の現状」欄に記載したとおり閲覧許可申請手続きは現行規程上明確となっている。</p>	<p>職員以外の利用者の許可の要件を緩和し、利用者の拡大を図るとともに申請手続の簡略化を行うための規程等の改正作業を現在行っており、本年中には改正される予定である。</p> <p>また、法務図書館の利用案内を広く周知する方策も積極的に検討している。</p>	20500001	法務省	法務図書館で閲覧許可を受ける際の事務手続きの明確化	5009	50090001	11	佐藤栄司	1	法務図書館で閲覧許可を受ける際の事務手続きの明確化	<p>法務省法務図書館では館長の許可をうければ誰でも図書の閲覧ができることされているが、許可申請の手続きがわかりにくい、閲覧の許可・不許可が文書で交付されない、不許可の場合、不服申し立てができるのが不明である。よって、閲覧許可申請について、事務手続き・審査基準を行政手続法に準じた形で明確化していただきたい。</p>		裁判員制度が制定され、一般国民も専用人証が発行される弁護士・大学教授と同様に法令関係の図書・資料を自由に閲覧・利用することが必要と思われる。	
<p>弁護士法第7条第2項、第7条、第7条の2</p>	<p>弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で、法律事務を取り扱うことが禁止されており、違反者には罰金が科せられる。</p> <p>また、弁護士又は弁護士法人でない者は、利益を得る目的で、法律相談その他法律事務を取り扱う旨の標示又は記載を禁止されており、違反者には罰金が科せられる。</p>	c	-	<p>弁護士は基本的人権の擁護と社会正義の実現とを使命とし、ひろく法律事務全般を行うことを職務とするものとして、わが国の法律秩序が形成されているのであるが、弁護士法第7条2項は、弁護士でない者が他人の法律事件に介入することを禁ずれば、当事者その他の関係人らの利益を損ね、国民の公正な法律生活を侵害し、ひいては法律秩序を害することになるから、これを禁止するために設けられたものであり、同法第7条4項2項は、第3条第7条2項の規定を踏まえて、一般人が無資格者を弁護士又は弁護士法人と誤信する等して、損害を被らぬようにするために設けられたものである。これらの規定は、現在においても合理性、必要性を有する規定とされており、法律相談についてこれらの規定を解禁することは相当ではない。</p> <p>なお、上記のとおりこれらの規制の趣旨が国民の公正な法律生活や法律秩序の維持等にあることからすると、特区という特定の地域内に限定してその規制を緩和することはそもそも相当でないし、現代においては、高度通信機器等を利用して遠隔地の当事者にも法律サービスを提供することが可能であることからすると、増徴的規定により合理的な規制を導くことも困難であると考える。</p>	<p>「利益を得る目的」の「利益」については、弁護士法第7条の「報酬」と同義と解されている。</p>	20500002	法務省	法律相談の表示又は記載の自由化	5010	50100001	11	宮崎信幸	1	法律相談の表示又は記載の自由化	<p>誰でもが、有料・無料に拘らず、法律相談を受けることができるようにする。</p>	<p>弁護士や弁護士法人でなくても、有料の法律相談を行うことができるようにすることにより、現在無料で法律相談を主催しているボランティアその他の任意団体の法律事務所を取り扱う旨の標示又は記載をしてはならないと規定されている。そもそも有料又は無料であることで区別することに意味はないし、有料・無料に拘らず、より多くの法律相談の機会を国民に提供し、有益か無益かは国民が判断し利用できるようにすることが国民の利益につながる。</p>	<p>利益を得る目的でないことを無料と、利益を得る目的であることを有料とそれぞれ表現するならば、現在のところ、無料法律相談については特種の規制はない。しかし、弁護士又は弁護士法人でない者は、利益を得る目的で、法律相談その他の法律事務を取り扱う旨の標示又は記載をしてはならないと規定されている。そもそも有料又は無料であることで区別することに意味はないし、有料・無料に拘らず、より多くの相談の機会を国民に提供できる。</p>	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
出入国管理及び難民認定法第七條第一項第二号の基準を定める省令の表の「研修」の項	研修に実務研修が含まれている場合においては、当該実務研修を受ける時間が研修を受ける時間全体の2/3以下である必要がある。	c		実務研修は報酬を受けることなく、かつ、学ぶことを目的として行われる活動であるが、外見的には就労活動と類似することがあることから、実務研修を研修時間全体の2/3以下とし、非実務研修においてにより、基礎的知識を身に付けることにより、実務研修を含んだ研修全体が適正かつ効果的なものとなることを確保するものである。 当該措置を緩和することは、適正かつ効果的な研修の実施を困難とし、また、研修制度を単純労働者の受入れ制度として悪用する事例を助長しかなないことから、このような措置を講ずることは困難である。 なお、法務大臣が告示をもって定める一定の要件に該当する場合には、実務研修の割合を3/4又は4/5以下に緩和する措置を採っている。		20500004	法務省	海外事業会社従業員への研修における実務研修時間の規制緩和	5028	50280011	11	社団法人 関西経済連合会	11	海外事業会社従業員の研修における実務研修時間の規制緩和	海外から研修生を受け入れる場合、実務研修を受ける時間が全研修時間の3分の2以下であることが条件となっているが、本邦法人の関係会社から研修生を受け入れる場合には、この条件を緩和することを要望する。		海外事業会社の従業員研修を効果的に行う上で支障があるため。	
出入国管理及び難民認定法第16条、第56条、第57条、出入国管理難民認定法施行規則第15条、第15条の2、第51条、第61条の3	輸出入・港湾関連手続について、各省庁への届出等のうち一部重複する手続についてシングルウィンドウ化を図ったところである。	b		手続の見直しについては、規制改革民間開放推進3か年計画において、シングルウィンドウ化の成果と問題点を踏まえ、申請手続や申請書類の徹底した省減、簡素化を図り、速やかにワンストップサービスの一層の推進を図ることとしており、関係者の意見をふまえて、業務・システムの最適化計画を平成17年度末までのできる限り早期に策定するよう、関係府省と検討を進めているところである。 また、手続の簡素化、国際標準への準拠の一環として、外国船舶の入出港に関する手続や必要書類の簡易化を図ることを内容とする「国際海運の簡易化に関する条約（仮称）（PAL条約）」の平成16年度中の批准に向け関係府省は一体となって取り組んでいるところである。		20500005	法務省	輸出入・港湾手続の簡素化促進	5031	50310003	11	社団法人日本船主協会	3	港湾・輸出入手続き等の一層の簡素化	全ての港湾・輸出入関連手続を対象として、申請の必要性が失われたもの、申請の中で削除できる項目、さらに省庁間に共通する項目の標準化、統一化できるものを抽出した上で、申請手続を徹底的に削減・簡素化しようとする。		2003年7月23日より輸出入・港湾手続のシングルウィンドウ化が関係省庁により実現されているが、実態は各種申請・手続の見直しや簡素化がなされず、単に既存のシステムが接続されただけのものであるため、利便性の向上には結びついていない。従って、全ての関連手続を対象として、申請の必要性が失われたもの、申請の中で削除できる項目、更に省庁間に共通する項目の標準化、統一化できるものを抽出した上で、申請手続きを徹底的に削減・簡素化することを要望する。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
出入国管理及び難民認定法第16条、第56条、第57条、出入国管理難民認定法施行規則第15条、第15条の2、第51条、第61条の3	輸出入・港湾関連手続について、各官庁への届出等のうち一部重複する手続についてシングルウィンドウ化を図ったところである。	b		手続の見直しについては、規制改革民間開放推進3か年計画において、シングルウィンドウ化の成果と問題点を踏まえ、申請手続や申請書類の徹底した省略、簡素化を図り、速やかにワンストップサービスの一層の推進を図ることとしており、関係者の意見をふまえて、業務・システムの最適化計画を平成17年度末までのできる限り早期に策定するよう、関係府省と検討を進めているところである。 また、手続の簡素化、国際標準への準拠の一環として、外国船舶の入出港に関する手続や必要書類の簡易化を図ることを内容とする「国際海運の簡素化に関する条約(仮称)(FAL条約)」の平成16年度中の批准に向け関係府省は一体となって取り組んでいるところである。		20500005	法務省	輸出入・港湾諸手続の簡素化促進	5078	50780048	11	(社)日本経済団体連合会	48	輸出入・港湾諸手続の簡素化促進	2003年7月に、輸出入・港湾関連手続のシングルウィンドウシステムが供用開始されたが、現行の申請書類の徹底した簡素化など、電子化に先立って行うべき輸出入・港湾諸手続全般の業務改革(BPR)については未だ不十分である。 ワンストップサービスの実現に当たっては、まず、(1)民間事業者の意見聴取に基づき、提出の必要性が疑われる申請を徹底的に抽出すること、(2)申請の中で削除できる項目を可能な限り削除すること、(3)省庁間での共通項目を標準化、統一化すること、が必要不可欠である。その上で、全ての手続を統合し、1回の入力・送信で複数の申請を可能とするシステムの整備に向け、全関係府省は強力な連携・協力を重ねて取り組むべきである。		例えば、シングルウィンドウ化により、複数の官庁で共通する手続について同時に入・出港届等、ほんの一握りに過ぎず、従来通り各官庁ごとの手続や紙ベースでの手続が残されているのが現状である。従って、シングルウィンドウシステムが運用開始されたものの、現状では真のワンストップサービスにはなっておらず、輸出入・港湾諸手続の簡素化、物流効率化、統一化については産業競争力強化の支障となることが懸念される。	港湾・輸出入手続に係る各官庁の協力のもと、2003年7月から港湾・輸出入手続のシングルウィンドウシステムが運用を開始したが、これは単に既存のシステムが接続されただけのものであり、予てより産業界が要望してきた手続の見直しおよび簡素化を反映したものはなっていない。
出入国管理及び難民認定法第16条、出入国管理難民認定法施行規則第15条、第16条の3、別記様式第21号	外国人乗員が、船舶等の乗換え、乗組み、休憩、買物、その他これらに類似する目的をもって15日を超えない範囲内で上陸を希望する場合に許可している。	c		乗員上陸許可の目的からしても、現行を上回る期間、上陸を認める必要性はないものと考えられる。 なお、人道に必要と思われる場合等については柔軟に対応しているところである。		20500006	法務省	マルシップ外航客船の外国人乗組員の上陸許可期間の延長	5031	50310004	11	社団法人日本船主協会	4	マルシップ外航客船の外国人乗組員の上陸許可期間の延長	近年におけるマルシップ外航客船の国内航路状況に鑑み、上陸許可期間の延長や数回上陸許可を認めること。		乗組員の上陸は15日を超えない範囲内で許可されており、マルシップ外航客船については、初回の申請で15日の上陸許可を得た後、必要な時点で再度申請することにより新たに15日の上陸許可が認められている。但し、3回目以降の上陸許可申請は、外国へ向け出港し再度日本の港に入港しない限り受け付けられない。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）	
刑法第185条第186条 1 罰金をした者は、50万円以下の罰金又は科料に処する（刑法第185条）。 2 常習として賭博をした者は、3年以下の懲役に処する（刑法第186条第1項）。 3 賭博場を開帳し、又は博徒を結合して利益を図った者は、3月以上5年以下の懲役に処する（刑法第186条第2項）。	カジノに係る行為は、刑法第185条・第186条に規定する罪の構成要件に該当しうる行為である。	c	-	C：全国規模で不可。刑法第185条及び第186条は、社会の風俗を害する行為として規定されているところ。刑罰法規の基本法である刑法を改正して、カジノのみを刑法第185条及び第186条の構成要件から外すことはできない。いづれかの省庁において、カジノを法制化する法律を立案することとなれば、その内容について、法務省が個別に、当該省庁との協議に応じる用意はある。		20500040	法務省	日本籍船でのカジノの自由化	5031	50310005	11	社団法人日本船主協会	5	日本籍船でのカジノの自由化	日本籍船では現行刑法が適用されるため、公海上であってもカジノが禁止されているが、カジノの運営が非合法とならないよう所定の法整備を行う。		国民への健全な娯楽を提供し、クルーズ客船事業の振興を図るため、日本籍でのカジノの自由化を行うこと。		
人権擁護委員法第6条第3項 公職選挙法第9条第2項	人権擁護委員法第6条第3項では、市町村長が法務大臣に対して推薦する人権擁護委員の候補者は、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民であることを要件の一つとしているが、公職選挙法第9条第2項は、地方公共団体の議会の議員の選挙権を有する者は日本国民と規定していることから、市町村長が推薦する委員候補者は、日本国籍を有する者に限られる。	b		平成14年3月に国会に提出した「人権擁護法案」は、外国人の中からも適任者を人権擁護委員に選任することを可能とするため、市町村長が法務大臣に対して推薦する人権擁護委員の候補者は、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民でなければならないという要件を撤廃していたが、同法案は昨年10月、衆議院の解散により廃案となった。現在、同法案の再提出を目指して検討しているところである。		20500007	法務省	人権擁護委員の推薦に係る国籍条項の撤廃	5033	50330001	11	滋賀県 米原町	1	人権擁護委員の推薦に係る国籍条項の撤廃	法令等による規制を撤廃する要望 人権擁護委員推薦にあたり、外国人であっても、人格意識が高く、広く社会の責務に適い、人権擁護について理解ある者であれば、地域の実情に応じて人権擁護委員として推薦できるよう所要の措置をお願いしたい。		日本に来て住む外国人が増え、生活・文化が多様化、多国籍化する中で、従来よりある在日児童に対するいじめや大学入試差別に加えて、マイノリティ差別や外国人入店拒否等多数の問題が顕在化してきている。ここで、日本人の外国人に対する差別意識や言葉、文化の違いが大きな壁となって、生活や人権について悩み事を相談できずに苦しんでいる外国人も多いと思われる。人権擁護委員の中に外国人が含まれていけば問題を抱える外国人も相談しやすくなるので、人権擁護委員の推薦に係る国籍条項の撤廃をお願いしたい。	添付資料 人権擁護委員制度の改革について	人権擁護委員の改革

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
商法第408条の2	全ての株式会社に対して、株主総会の2週間前から合併契約書の備置が要求されている。	c		合併における備置の制度は、株主及び会社債権者が合併の公正等を判断するための資料を提供するために、一定の期間、合併契約書の備置及び株主並びに会社債権者に対する開示を義務付けているものである。したがって、会社債権者の利益も顧慮すると、グループ内企業再編であることを理由として備置期間の短縮を認めることには慎重であるべきであると考えられる。		z0500008	法務省	グループ内企業再編における合併契約書の備え付け開始を株主総会の2週間前から1週間前に短縮	5034	5034020	11	(社)日本損害保険協会	20	グループ内企業再編における合併契約書の備え付け開始を株主総会の2週間前から1週間前に短縮	商法232条では、譲渡制限株式会社においては定款の定めを以て、株主総会の招集通知を2週間前までに短縮できるとある。しかし、合併の場合は、合併契約書他備付書類を2週間前から備え付けなければならない。グループ内企業再編は、通半以上の議決権を有する株主間の意向により決定するのが実状であり、合併スケジュールの短縮を考えた場合、合併契約書備付開始についても株主総会招集通知の発送時の規定にあわせ、1週間前からとすることを要望する。	子会社の再編の法的スケジュールが1週間前になる。	グループ内企業再編の手続きの迅速化に寄与する。	
民法第466条及び第467条 債権譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律第2条及び第5条	民法第466条は、債権譲渡の一般的有効性について規定している。また、民法第467条の規定する債務者に対する通知又は債務者の承諾、債権譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律第2条の規定する債権譲渡登記が、それぞれ債権譲渡の對抗要件とされている。将来債権の譲渡担保は、昭和53年11月29日（民集53巻1号151頁）において判示されているとおり、一般的に有効であると解されている。	d	-	将来債権の譲渡担保が一般的に有効であることは、上記のとおり現行法上も明らかであり、PFI及び資産流動化に限定した法的手当では特に必要ないものと考えられる。また、債権譲渡の對抗要件についての民法の特例等に関する法律は、金銭債権一般を対象としており、対象債権についてそれ以上の限定を付していないから、プロジェクトファイナンスによるPFI及び資産流動化等の事業に関わる保険金請求権がその対象債権に含まれることは法的に正当をなすまでもなく明らかである。		z0500009	法務省	プロジェクトファイナンスにおける将来債権譲渡担保に関する法的手当	5034	5034021	11	(社)日本損害保険協会	21	プロジェクトファイナンスにおける将来債権譲渡担保に関する法的手当	PFI等プロジェクトファイナンスにおける将来債権の譲渡担保については、現状裁判平11・1・20に依拠して行われているが、法的安定性に欠ける。法的安定性を高めるためには、PFI及び資産流動化に限定したプロジェクトファイナンスを対象とした将来債権譲渡の有効性およびその要件にかかる法的手当が望まれる。なお、本手当および「債権譲渡特例法」の改正（債務者不特定の将来債権譲渡を可能とする）が示される場合には、プロジェクトファイナンスによるPFI、資産流動化等の事業に関わる保険金請求権が対象債権に含まれることを明記するよう要望する。	左記法的手当が行われることにより、プロジェクトファイナンス等への資金の安定的供給が促進され、PFI等の推進が図られる。	現状では、PFI等におけるプロジェクトファイナンスにおける将来債権の譲渡担保の法的安定性は十分ではないが、本手当を行い、法的安定性を確立させることは、PFI等の推進に資するため。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
債権管理回収業に関する特別措置法第2条第1項、第12条、第13条第1項、第20条 債権管理回収業に関する特別措置法施行令第1条～第9条 債権管理回収業に関する特別措置法施行規則第15条第1項	債権回収会社は、その商号中に債権回収という文字を用いなければならない。 債権回収会社の取り扱うことのできる対象債権は一定の範囲に限定される。「特定金銭債権」と定義されている。 債権回収会社は、取扱い債権に關し、債務者等との交渉の経過を記録したものの業務に関する帳簿書類を作成し、保存しなければならない。 債権回収会社は、債権管理回収業を営む上において支障を生ずることがないと思ふものについて、法務大臣の承認を受ければ、法第12条第1号、第2号以外の業務を兼業することができる。	b	債権管理回収業に関する特別措置法施行令第1条～第9条 債権管理回収業に関する特別措置法施行規則第15条第1項	債権管理回収業に関する特別措置法第7条において、この法律の施行後5年を目途として、この法律の実施状況等を勘案しつつ検討が加えられるものとされており、本年ユーザー等からのヒアリング等の調査を行い、実情・ニーズの把握に努めているところである。	債権管理回収業に関する特別措置法の実施に係る事務ガイドライン	20500011	法務省	サービサー法に関する改正要望	5039	50390003	11	社団法人 リース事業協会	3	サービサー法に関する改正要望	債権管理回収業に関する特別措置法（サービサー法）は、金融機関等の不良債権処理の促進を図るための特別措置法という臨時的な位置付けで制定された法律であるが、資産流動化・証券化における債権管理回収業務は、常に一定のニーズのあるものであり、恒久的な制度として本制度を整備していくという観点から以下事項を要望する。1.「債権回収」にかえて、「サービサー」を商号中に用いることが可能になることを要望する。2.一般事業法人の有する売掛債権、請負代金債権などの取扱ができるよう、特定金銭債権の範囲の拡大を要望する。3.資産流動化・証券化スキームにおける正常債権の管理回収に係るマスター・サービシング業務やプライマリー・サービシング業務についても、交渉履歴の作成義務があるなど不良債権の管理回収を想定した現行のサービサー法の規制が及んでいるが、緩和を要望する。4.債権管理回収業に係る貸金業、事業再生ビジネス、アセットマネージメント業務など、債権管理回収業にかかわる周辺業務については、承認制ではなく、届出制に緩和することを要望する。	金融機関、一般事業法人の不良債権処理の促進・金融機能のアンバンドリングに寄与・金融機関、一般事業法人の債権管理回収業のアウトソーシングによる業務効率化に寄与	1.サービサー会社では、通常として「サービサー」を併記しているところも多く、「サービサー」が定着していること。「債権回収」には後ろ向きな印象が付きまとい、サービサーの業務が拡大するなかで、円滑な事業展開を前向きに進められるため。2.一般事業法人の不良債権処理のニーズが高い。また、一般事業法人においても債権管理回収業務のアウトソーシングのニーズも高いと思われるため。3.買手企業から「債権回収」・証券化スキームにおける正常債権の管理回収業務についても、交渉履歴の作成が義務付けられている。このため、債権者（SPC）に調査を依頼したときも、逐一、交渉履歴に記録しなければならない。4.事業承認を受けるまでのコスト・時間がかかり、迅速な事業展開ができないため。昨年、同要望に対して法務省から「債権管理回収業の実情ニーズを把握するため、業界団体等からのヒアリング調査」を今年度中に計画し、その調査の結果を踏まえ、法改正を含めた検討をする。」との回答が示された。早急な措置を期待する。	
債権管理回収業に関する特別措置法第2条第1項、第12条、第13条第1項、第20条 債権管理回収業に関する特別措置法施行令第1条～第9条 債権管理回収業に関する特別措置法施行規則第15条第1項	債権回収会社は、その商号中に債権回収という文字を用いなければならない。 債権回収会社の取り扱うことのできる対象債権は一定の範囲に限定される。「特定金銭債権」と定義されている。 債権回収会社は、取扱い債権に關し、債務者等との交渉の経過を記録したものの業務に関する帳簿書類を作成し、保存しなければならない。 債権回収会社は、特定金銭債権に係る債務であって、利息制限法の制限を超える利息又は賠償額の支払いの約定がなされている債権については、制限利息・賠償額を引き直すことにより、元利金を含めて請求することができる。	b	債権管理回収業に関する特別措置法施行令第1条～第9条 債権管理回収業に関する特別措置法施行規則第15条第1項	債権管理回収業に関する特別措置法第7条において、この法律の施行後5年を目途として、この法律の実施状況等を勘案しつつ検討が加えられるものとされており、本年ユーザー等からのヒアリング等の調査を行い、実情・ニーズの把握に努めているところである。	債権管理回収業に関する特別措置法の実施に係る事務ガイドライン	20500011	法務省	サービサー法に関する改正要望	5040	50400029	11	オリックス	28	サービサー法に関する改正要望	債権管理回収業に関する特別措置法（サービサー法）は、金融機関等の不良債権処理の促進を図るための特別措置法という臨時的な位置付けで制定された法律であるが、資産流動化・証券化における債権管理回収業務は、常に一定のニーズのあるものであり、恒久的な制度として本制度を整備していくという観点から以下事項を要望する。1.「債権回収」にかえて、「サービサー」を商号中に用いることが可能になることを要望する。2.一般事業法人の有する売掛債権、請負代金債権などの取扱ができるよう、特定金銭債権の範囲の拡大を要望する。3.資産流動化・証券化スキームにおける正常債権の管理回収に係るマスター・サービシング業務やプライマリー・サービシング業務についても、交渉履歴の作成義務があるなど不良債権の管理回収を想定した現行のサービサー法の規制が及んでいるが、緩和を要望する。4.債権管理回収業に係る貸金業、事業再生ビジネス、アセットマネージメント業務など、債権管理回収業にかかわる周辺業務については、承認制ではなく、届出制に緩和することを要望する。	金融機関、一般事業法人の不良債権処理の促進・金融機能のアンバンドリングに寄与・金融機関、一般事業法人の債権管理回収業のアウトソーシングによる業務効率化に寄与	1.サービサー会社では、通常として「サービサー」を併記しているところも多く、「サービサー」が定着していること。「債権回収」には後ろ向きな印象が付きまとい、サービサーの業務が拡大するなかで、円滑な事業展開を前向きに進められるため。2.一般事業法人の不良債権処理のニーズが高い。また、一般事業法人においても債権管理回収業務のアウトソーシングのニーズも高いと思われるため。3.買手企業から「債権回収」・証券化スキームにおける正常債権の管理回収業務についても、交渉履歴の作成が義務付けられている。このため、債権者（SPC）に調査を依頼したときも、逐一、交渉履歴に記録しなければならない。4.事業承認を受けるまでのコスト・時間がかかり、迅速な事業展開ができないため。昨年、同要望に対して法務省から「債権管理回収業の実情ニーズを把握するため、業界団体等からのヒアリング調査」を今年度中に計画し、その調査の結果を踏まえ、法改正を含めた検討をする。」との回答が示された。早急な措置を期待する。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
出資法1条, 2条	出資法は、「何人も、不特定且多数の者に対し、後日出資の払い戻しを約束し、後日出資の払い戻しを約束するものとして出資金の全額若しくはこれをこえる金額を支払うべき旨を明示し、又は黙然のうちにして、出資金の受入をしはならない。」と定めるとともに（同法1条）、「業として預り金をするにつき他の法律に特別の規定がある者を除く外、何人も業として預り金をしてはならない。」と定め（同法2条1項）、これらに違反した者には、3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金、又はその併科の罰則がある（同法8条2項1号）ほか、両期規定が設けられている（同法9条1項2号）。なお、同法2条1項にいう「他の法律」には、銀行法、長期信用銀行法等がある。	c		「不特定多数の者に対し、後日出資若しくはこれをこえる金額を支払うべき旨を明示又は黙然として、出資金の受入をするものは、出資金の本来の性格が強く、これを一般的に許した場合は、一般大衆に不測の損害を与える危険が多分にある。出資法2条の「預り金」については、その趣意が法律上規定されており、その概念が不明確であるとは言い難い。また、これを無条件に許容した場合、一般大衆に不測の損害を及ぼすばかりでなく、(以ては)これら大衆と時間的に立つ者また次にこれを転売するおそれがある。また、同法は、業としての「預り金」を全部に禁止しているのではなく、処罰の対象から、「業として預り金をするにつき他の法律に特別の規定がある者」を除いており、必要な担保制度など一般大衆に損害を及ぼさない手段がなされていけば、法律により預り金の禁止を解除することがある。いずれによ、この問題は広く金融行政にかかわる事項であり、また、同法第1条及び2条が、詐欺的金融犯罪の取締り等に大きな役割を果たしている現状にかんがみると、現時点では、法律制において、直ちに同法1条を廃止するなどの措置を講ずることは困難である。		20500012	法務省	詐欺的金融犯罪の取締り制度の抜本的整備	5039	50390005	11	社団法人 リース事業協会	5	詐欺的金融犯罪の取締り制度の抜本的整備	出資法1.2条の立法論的妥当性を検討し、過剰規制を高めて、詐欺的金融犯罪の取締り制度を改めて整備すべきである。<※1>【参考】「1999/7金融審議会第一部会中間整理(第一次)」東大・神田教授意見発表資料「1」いわゆる悪質商品の取引をどうすべきかという問題がある。この点については、我が国におけるこれまでの歴史に鑑みると、その対応等において類型別に別物として取扱ってきた面もある。基本的方向性としては、金融関連の詐欺的行為を禁止する法律を制定し、そちらで取締ることを検討すること望ましい(現在では、いわゆる出資法の一部取締りが可能であるが、出資法のように預り金を一律に禁止するような法律は、その立法論的な妥当性につき再検討する必要がある)。	例えは、匿名組合契約による出資受入などにおいて、出資金の全部または一部について営業者が保証する。・エスクリ事業(二当事者の取引のクロージングあたり、第三者が資金を預かって管理することにより、取引上の危険を転嫁して取引を円滑にするもの)<※2>	・特例は、そもそも全面禁止されるべきではない。出資者の認識と保証者の支払能力の問題であり、不当表示規制や金融商品販売規制として整理されるべきではない。・金融庁は、「安全であると認めて出資した一般大衆が不測の損害を受けることを防止する趣旨」とし、法務省は、「誤解を与える危険性が強く、これを一般に許容した場合、一般大衆に不測の損害を与える危険が多分にある」とする。しかし、誤信によるものであれば、誤信しないように表示、説明をさせるという規制であるべきである。また、誤解を与える危険が多分にあるというも、決して無い話ではないのであって、おかしなことを全面的に禁止し、後に被害が発生しない場合でも3年以下の懲役という重い刑罰の対象となすというのは、果たして制度として妥当であるといえるのである。・一般大衆の被害・損害というものは、金融商品によって起こっているものであり、期間の短縮によって起こっているものであり、期間の短縮を求めている。つまり、禁止・処罰の対象は、金融商品において約束された運用行為が現在に行われていないことであり、この点に重点を当てた新たな規制を講ずるべきである。・2号は、預り金の概念が曖昧あるいは広すぎる。用語があり、罪状が定まらざるに留まらざるべきである。・3号は、その趣意が明確に規定されており、その概念が不明確であるとは言い難い」とするが、預と同等の経済的性質を有するものというとの解釈の幅は相当広い。また、「無条件に許容した場合、一般大衆に不測の損害を及ぼす」というのも、1号と同様に論じておいて問題である。<※3>・戒除令型・前時代的処罰法規は、金融取引その他サービスの発展が目に見えにくい影響を及ぼしている。・金融サービス法等の金融関連法制と出資法との係わり合い、適用関係等が、経済社会情勢の進展に対応し、その発展に貢献するものとなるよう、引き続き制度整備の努力をしていくことが必要である。	<※1>出資法が現に果たす役割は詐欺罪の前段階的な処罰と思われ、これは不当な表示・勧誘により行われるので、不当表示防止法を勧禁法の枠組みから分離して整備し、罰則強化、監察官轄とするのは検討できないか。相手方の属性(個人かアノカ)の観点も必要と思われる。<※2>エスクリ事業が出資法2条に抵触するかの判断は、相手方の属性の解釈も重要であり、事業を行おうとする際の重大な障害となる。<※3>例えは、不動産会社が賃貸事業で預かる敷金等、連続取引業者間の取引保証金などどう解釈されるのか。
商法296条 社債等の振替に関する法第83条	社債の募集には取締役会の決議が必要とされている（商法296条）。委員会等設置会社においては取締役会決議によりその権限を執行役に委任することができる（株式会社法の監査等に関する商法の特例に関する法律21条の7第3項）。	b		社債の発行手続については、現在作業中の会社法制の現代化（平成17年法案提出予定）にかかる法制審議会等の議論において、機動的な社債発行等の観点から、取締役会の決議をもって、代表取締役に対し、一定の範囲内で具体的な額等の決定をすること、一定の期間内で個々の発行時期についての決定をすることを委任することを認める方向で検討を進めている。ただし、社債の発行は、公衆に対するものでかつ多額・長期の借入れであるのが通常であり、慎重な手続を要することから、取締役会の決議を不要とすることに慎重であるべきであると考える。		20500013	法務省	社債及び短期社債に関する取締役会での決議義務付けの見直し	5039	50390006	11	社団法人 リース事業協会	6	社債及び短期社債に関する取締役会での決議義務付けの見直し	社債及び短期社債についても、商法上はガバナンスの観点から「多額の借入れ」の取扱いと同様に位置付けるべきであり、商品性のみに基づく取締役会決議の義務付けは廃止されるべきである。	資本市場の拡大・活性化。	社債、短期社債について、包括決議での運用や、短期社債における高法296条の特例により機動性を確保すべき措置が講じられてはきているが、そもそも他の議決手段と区別して取締役会決議を義務付ける合理的な理由は乏しい。銀行人等他の調達と比較して企業の資金調達の機動性を保っているのは事実であり、投資家保護の観点からは証券取引法上の各種規定で十分。昨年、法務省は「社債の発行手続の簡便化」の要件は、他の資金調達手段との異同等の観点から、会社法制の現代化に係る議論の一環として検討されている。この会社法制の現代化については、「規制改革推進3か年計画(再改定)」(平成15年3月28日閣議決定)において平成17年を自衛に法案提出予定とされている。この予定を目標に法制審議会において検討されており、上記の期議決定されたスケジュールに従って検討を行うてまいりたい」と説明している。見直しの方向で検討がなされることを要望する。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
商法第296条 社債等の振替に関する法第83条	社債の募集には取締役会の決議が必要とされている（商法296条）。委員会等設置会社においては取締役会決議によりその権限を執行役に委任することができる（株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律21条の7第3項）。	b		社債の発行手続については、現在作中の会社法制の現代化（平成17年法案提出予定）にかかる法制審議会等の議論において、機動的な社債発行等の観点から、取締役会の決議をもって、代表取締役に対し、一定の範囲内で具体的な額等の決定をすること、一定の期間内で個々の発行時期についての決定をすることを委任することを認める方向で検討を進めている。 ただし、社債の発行は、公衆に対するものでかつ多額・長期の借入れであるのが通常であり、慎重な手続を要することから、取締役会の決議を不要とすることには慎重であるべきであると考える。		20500013	法務省	社債及び短期社債に関する取締役会での決議義務付けの見直し	5040	5040025	11	オリックス	25	社債及び短期社債に関する取締役会での決議義務付けの見直し	社債及び短期社債についても、商法上はガバナンスの観点から「多額の借財」の取扱いと同様に位置付けるべきであり、商品性のみに基づく取締役会決議の義務付けは廃止されるべきである。	資本市場の拡大・活性化。	社債、短期社債について、包括決議での運用や、短期社債における商法第298条の特例により機動性を確保すべき措置が講じられてはきているが、そもそも他の調達手段と区別して取締役会決議を義務付ける合理的な理由は乏しい。銀行借入等他の調達と比較して企業の資金調達の機動性を損なっているのは事実であり、投資家保護の観点からは証券取引法上の各種規定（十分、適当、法務省は「社債の発行手続の見直し」の要否は、他の資金調達手段との異同等の観点から、会社法制の現代化に係る議論の一環として検討されている。この会社法制の現代化については、「規制改革推進3か年計画（再改定）」（平成19年3月28日閣議決定）において平成17年を目途に法制審議会において検討されており、上記の閣議決定されたスケジュールに従って検討を行ってまいりたい。」と説明している。見直しの方向で検討がなされることを要望する。	
信託法第58条	信託法第58条は、受益者が信託利益の全部を享受する場合で、かつ、やむをえない事情があるときは、受益者又は利害関係人の請求により、裁判所が信託を解除できる旨規定している。信託宣言及びチャリタブル・トラストは、現行法上、認められていない。	b		平成16年中に法制審議会に信託法の見直しに関する専門部会を設置し、具体的な調査審議を進め、平成17年度中に信託法の改正についての関係法案を国会に提出することを旨として作業を行って行く予定である。 信託法第58条の見直し、信託宣言やチャリタブル・トラスト制度の創設については、現行信託法下における種々の問題点の把握や分析に努めている段階であり、現時点では検討の方向性は未定であるが、いずれも法制審議会における審議の内容を踏まえて上記の関係法案提出までには所要の結論を明らかにする予定である。		20500014	法務省	信託法第58条の見直し・信託宣言やチャリタブル・トラストの制度の創設	5039	5039010	11	社団法人 リース事業協会	10	信託法第58条の見直し・信託宣言やチャリタブル・トラストの制度の創設	信託法58条の規定により、受益者が単独して資産流動化法上の特定目的会社（以下TMK）の制度があるがTMKへの出資金を保有する者としては、いまだにケイマンSPCが使われるケースが多い。信託法の完全しやすくなる制度の創設を望む。昨年、同要望に対して金融庁及び法務省から「SPC法の特定信託分信託に關して、信託法58条の特例を設けることについて検討し結論を得る。更なる信託スキームの活用を目指す商華（普華）信託閉鎖法制の見直しを行う。資産流動化に際しての信託宣言の許容に関して検討し結論を得る。」との回答があった。早急な見直しを期待する。	上記の通り、英米法における信託宣言やチャリタブル・トラストに代わる仕組みとして、資産流動化法上の特定信託分信託や中間法人が利用されることがあるが、使い勝手などの理由からいまだにケイマンSPCが使われるケースが多い。信託法の見直しなどを行うことで証券化の仕組みを向上し、より使い勝手がよく、低コストで国内を保有する者としては、いまだにケイマンSPCが使われることが多い。（特定信託分信託の制度は、左記の理由からリーガル的には若干のリスクが残ると解されており、検討し結論を得る。更なる信託スキームの活用を目指す商華（普華）信託閉鎖法制の見直しを行う。資産流動化に際しての信託宣言の許容に関して検討し結論を得る。」との回答があった。早急な見直しを期待する。		

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
信託法第58条	信託法第58条は、受益者が信託利益の全部を享受する場合で、かつ、やむをえない事情があるときは、受益者又は利害関係人の請求により、裁判所が信託を解除できる旨規定している。信託宣言及びチャリタブル・トラストは、現行法上、認められていない。	b		平成16年中に法制審議会に信託法の見直しに関する専門部会を設置し、具体的な調査審議を進め、平成17年度中に信託法の改正についての関係法案を国会に提出することを旨として作業を行っていく予定である。信託法第58条の見直し、信託宣言やチャリタブル・トラスト制度の創設については、現行信託法下における種々の問題点の把握や分析に努めている段階であり、現時点では検討の方向性は未定であるが、いずれも法制審議会における審議の内容を踏まえて上記の関係法案提出までには所要の結論を明らかにする予定である。		20500014	法務省	信託法第58条の見直し・信託宣言やチャリタブル・トラストの制度の創設	5040	5040009	11	オリックス	9	信託法第58条の見直し・信託宣言やチャリタブル・トラストの制度の創設	信託法58条の規定により、受益者が単独して資産流動化法上の特定目的会社（以下TMK）の制度があるがTMKへの出資金を保有する者としては、いまだにケイマンSPCが使われることが多い。（特定持分償還の制度は、左記の理由からリーガルのリスクが残り、SPCが使われることが多いため、証券化のスキーム上問題になる。また、英米法における信託宣言やチャリタブル・トラストの制度の創設を望む。	証券化のスキーム上倒産隔離性が高く税制上も優遇性が確保できるビルール（以下TMK）の制度があるがTMKへの出資金を保有する者としては、いまだにケイマンSPCが使われることが多い。（特定持分償還の制度は、左記の理由からリーガルのリスクが残り、SPCが使われることが多いため、証券化のスキーム上問題になる。また、英米法における信託宣言やチャリタブル・トラストの制度の創設を望む。	左記の通り、英米法における信託宣言やチャリタブル・トラストに代わる仕組みとして、資産流動化法上の特定持分信託や中間法人が利用されることがあるが、使い勝手などの理由からいまだにケイマンSPCが使われるケースが多い。信託法の見直しなどを行うことで証券化の仕組みが完成しやすくなる制度の創設を望む。昨年、同業連に対して金融庁及び法務省から「SPC法の特定持分償還に関して、信託の制度は、左記の理由からリーガルのリスクが残り、SPCが使われることが多いため、証券化のスキーム上問題になる。また、英米法における信託宣言やチャリタブル・トラストの制度の創設を望む。」との回答が示された。早急な見直しを期待する。	
-	現行信託法には、信託受益権の譲渡に関する規定は存在しない。	b		平成16年中に法制審議会に信託法の見直しに関する専門部会を設置し、具体的な調査審議を進め、平成17年度中に信託法の改正についての関係法案を国会に提出することを旨として作業を行っていく予定である。信託受益権の有価証券化に関する規定の整備については、現行信託法下における種々の問題点の把握や分析に努めている段階であり、現時点では検討の方向性は未定であるが、いずれも法制審議会における審議の内容を踏まえて上記の関係法案提出までには所要の結論を明らかにする予定である。		20500015	法務省	信託受益権の有価証券化に関する法規定の整備	5039	5039007	11	社団法人 リース事業協会	17	信託受益権の有価証券化に関する法規定の整備	信託受益権が有価証券となるよう、信託法に所要の規定を明記するとともに、証券取引法上の有価証券とすること。ついで、現行の規定列挙主義を改め幅広い概念規定を導入すること。	信託受益権発行企業にとって、資金調達コストの軽減が図れる。	信託受益権の流通性、安全性が高まり、受益権の買い手が増加し、資産流動化市場が活性化される。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
	動産譲渡の對抗要件具備方法は、民法上の引渡し（同法第178条）のみであり、登記制度等の公示制度は存在していない。また、リースを登記等によって公示する制度は存在していない。	a	c	現在、法制審議会動産・債権担保法制部会において、動産譲渡を登記によって公示する制度の創設を検討しており、今年度中に関係法案を国会に提出する予定である。これにより、リース物件を含めた動産の譲渡に係る公示制度が整備されることになる。リースを登記等によって公示する制度の創設については、リースという特定の事業分野のみに適用される制度の創設について民事基本法において対応することは適当ではなく、制度の必要性・合理性、制度の創設による弊害の有無等について慎重な検討を要するものと考えらる。		20500016	法務省	動産公示制度の確立について	5039	50390018	11	社団法人 リース事業協会	18	動産公示制度の確立について	動産譲渡の際の公示制度を整備し、その後、リース物件の登記制度の検討を行うこと。	資金調達の多様化、資産効率の向上に資する。	動産譲渡の公示制度が整備されることで、動産の証券化が推進される。また、リース物件の登記制度が創設されることにより、安定的なリース取引が可能となる。	
現行破産法第72条 民事再生法第127条第1項 会社更生法第86条第11項	現行破産法72条等に該当する場合には、否認の対象となる。	a		平成16年通常国会で成立した「破産法」及び「破産法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」においては、破産手続、更生手続及び再生手続における否認の要件を整備するとともに（新破産法第160条-第162条等）、財産の適正価格による売却については否認の対象となる行為を悪質な場合に限定する等、否認の要件について合理的な基準を設ける改正を行い、これらの法律を平成17年1月1日に施行する予定である。		20500017	法務省	流動化に関する債権譲渡にかかる法整備	5039	50390021	11	社団法人 リース事業協会	21	流動化に関する債権譲渡にかかる法整備	債権の譲渡者が法的整理にて経営破綻をきたした場合、破綻前に行われた債権の譲渡が詐害行為として否認される可能性があるが、この点について倒産隔離法制の整備を図ってほしい。	流動化による資金調達において、債権譲渡が合理的な基準によらず否定されるならば市場そのものが縮小することもありうるため、譲渡について法的サポートの検討が必要である。		

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
	法務省が民間機関と締結する物品の購入や賃貸借の契約については、債権譲渡禁止特約の条項が盛り込まれている。ただし、信用保証協会及び金融機関に対する売掛債権の譲渡については解除されている。	c		譲渡禁止特約を全面的に解除することにより、正当な債主が対らざるに對価の支払が遅延する等の支障が生ずることが考えられる。したがって、このような支障が発生しないための仕組みが確立されない段階においては、譲渡禁止特約の全面的な解除は困難である。		20500018	法務省	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に係る債権譲渡禁止特約の解除	5039	50390022	11	社団法人 リース事業協会	22	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に係る債権譲渡禁止特約の解除	経済産業省などの一部の国の機関においては、債権譲渡禁止特約の解除が行われているが、すべての国の機関及び地方自治体においても速やかに債権譲渡禁止特約を解除すること。	企業の資金調達の円滑化が図られる。	債権譲渡禁止特約が資産流動化の適格要件の障害となっている。	
現行破産法第59条第11項 民事再生法第49条第11項 会社更生法第61条第1項	賃貸人が破産した場合、破産管財人等は、破産法、民事再生法又は会社更生法上認められた特別の解除権を行使して、賃貸借契約を解除することができるものとされている。	a		平成16年通常国会で成立した「破産法」及び「破産法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」においては、賃借権を第三者に対抗することができる場合には、破産管財人等に特別の解除権は認めないこととし（新破産法第56条等）、これらの法律を平成17年1月1日に施行する予定である。		20500019	法務省	破産法第59条の見直し	5039	50390031	11	社団法人 リース事業協会	31	破産法第59条の見直し	破産法第59条の規定は、賃借権の他、その他の使用及び収益を目的とする権利を設定する契約についても、相手方が当該権利について、登記・登録その他の第三者に対抗する要件を備えているときは適用しない旨とすべきである。	オペレーティング・リース料債権の流動化の促進	破産法第59条の規定がオペレーティング・リース料債権流動化の阻害要因となっている。オリジネーターの法的破綻時に、同債権が双方未履行の双務契約とみなされた場合、賃借人等は破産法第59条に基づき、契約の履行または解除を選択することが可能となり、それ以降のリース料の支払を受けることができなくなるため、流動化が困難となっている。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
出資法1条, 2条	出資法は、「何人も、不特定且多数の者に對し、後日出資の払い戻しを以てして出資金の全額若しくはこれをこえる金額を支払うべき旨を明示し、又は昭然のうちにして、出資金の受入をしてはならない。」と定めるとともに(同法1条)、「業として預り金をするにつき他の法律に特別の規定がある者を除く外、何人も業として預り金をしてはならない。」と定め(同法2条1項)、これらに違反した者には、3年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金、又はその併科の罰則がある(同法8条2項1号)ほか、両期規定が設けられている(同法9条1項、2号)。なお、同法2条1項以下「他の法律」には、銀行法、長期信用銀行法等がある。	C		「不特定多数の者に對し、後日出資の払い戻しを以てして出資金の全額若しくはこれをこえる金額を支払うべき旨を明示し、又は昭然のうちにして、出資金の受入をしてはならない。」と定めるとともに(同法1条)、「業として預り金をするにつき他の法律に特別の規定がある者を除く外、何人も業として預り金をしてはならない。」と定め(同法2条1項)、これらに違反した者には、3年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金、又はその併科の罰則がある(同法8条2項1号)ほか、両期規定が設けられている(同法9条1項、2号)。なお、同法2条1項以下「他の法律」には、銀行法、長期信用銀行法等がある。		20500020	法務省	詐欺的金融犯罪の取締制度の抜本的整備	5040	5040006	11	オリックス	6	詐欺的金融犯罪の取締制度の抜本的整備	出資法1,2条の立法論的妥当性を検討し、過剰規制を廃して、詐欺的金融犯罪の取締制度を改めて整備すべきである。<*1>【参考】「1999/7金融審議会 第一部会中間整理(第一次)」東大:神田教授意見発表資料「いわゆる悪質商品の取引」をどうすべきかという問題がある。この点については、我が国におけるこれまでの歴史に鑑みると、その対応等の面において類型別に別物として取扱うべきであるとの、基本的方向性としては、金融関連の詐欺的行為を禁止する法律を制定し、そちらで取締ることを検討することが望ましい(現在では、いわゆる出資法の一部取扱いが可能であるが、出資法のように預り金を一律に禁止するような法律は、その立法論的な妥当性につき再検討が必要がある)。	・例えは、匿名組合契約による出資受入などにおいて、出資金の全部または一部について営業者が保証する。・エスクロー事業(二当事者の取引のクロージングに当たり、第三者が資金を預かって管理することにより、取引上の危険を転嫁して取引を円滑にするもの)<*2>	・1号は、そもそも全面禁止されるべきものではない。出資者の認識と保証者の支払能力の問題であり、不当表示規制や金融商品販売規制として整理されるべきではない。・金融行は、「安全であること」を以てして出資した一般大衆の不測の被害を受けることを防止する趣旨とし、法務省は、「取締を与える危険性が高く、これを一般に許容した場合、一般大衆に不測の被害を与える危険性が多分にある」とする。しかし、誤信によるものであれば、誤信しないように表示、説明をさせるという規制があるべきである。また、取締を与える趣旨が多分にあるというも、決して悪い話ではないのである。・2号は、預り金に不測の被害を及ぼすものという趣旨で、後に出資の払い戻しを以てして出資金の全部または一部で3年以下の懲役と罰金の刑罰の対象となるというのには、果たして制度として妥当であるといえるのであろうか。・2号は、預り金の概念の曖昧さから、取扱いが不明確である。・3号は、取扱いが不明確であることにより、取引上の危険を転嫁して取引を円滑にするもの)<*2>	
中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律(現:投資事業有限責任組合契約に関する法律)第3条第1項	中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律(現:投資事業有限責任組合契約に関する法律)第3条第1項において、投資対象範囲が限定されている。	C		第一義的には中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律(現:投資事業有限責任組合契約に関する法律)の所管官庁において判断されるべき事項であるが、当該所管官庁において、仮に、投資事業組合の対象財産を拡大することの検討が必要があることとされた場合には、その内容が明らかになった時点において適切に対処することとした。		20500021	法務省	有限責任組合制度の整備/取得財産の限定の廃止	5040	5040010	11	オリックス	10	有限責任組合制度の整備/取得財産の限定の廃止	「中小企業等投資事業有限責任組合法」の改正により、投資対象範囲の中小企業・未公開企業要件が簡化され、株式等に加え「社債、金銭債権の取得、金銭の貸付」が認められた。しかし、投資ビークルの法制であるから、「社債、金銭債権の取得、金銭の貸付」の追加に留まらず、対象資産の制限を設けない、純粋なビークル法制とするべき。	有限責任組合により、不動産、動産を取得する。	・責任の有限性を担保するための制度の整備の必要性は、投資対象の相違によって異なるものではなく、ビークル法で投資対象を制限すべき理由はない。(米国にはこのような制限はないことも考慮すべきである。)	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
社債等の振替に関する法律第66条第1項	短期社債の要件として総額引受が必要とされている（社振法第66条第1項）。 短期社債については、社債申込証は不要である（商法第302条）	b		社債の発行手続については、現在作業中の会社法制の現代化（平成17年法案提出予定）にかかる法制審議会等の議論において、その見直しの要否等について検討中であり、短期社債の要件についても、社債の発行手続についての検討を踏まえつつその見直しの要否等の検討を進めている。		20500022	法務省	「社債等の振替に関する法律」一部改正要望	5040	50400039	11	オリックス	39	「社債等の振替に関する法律」一部改正要望	社振法における「短期社債」の要件見直し 「契約により社債の総額が引受けられるものであること」が短期社債の要件のひとつとして挙げられている。 【要望内容】 上記要件の削除および短期社債における「社債申込証」の取得不要措置	ダイレクトC Pの公募発行の普及および発行手続の簡素化	社債発行の際、民法により社債申込証の作成が要求されているが、民法改正案において「契約により社債/総額引受けられる場合」という表現が用いられ、規定されている。短期社債の総額引受け発行を担保するため（申込証の作成を不要とするため）、立法の趣意で「（前項に於ける）総額引受け、を短期社債の要件としたもの」と考えるが、実務において同様に発行を行う取組となり得るため当該要件の削除を希望するものである。 短期社債の「募集」という語義上の狭義に「総額引受け」要件の包含性 発行登録制度において、証券法第20条の4第2項は、「短期社債の募集」の場合には、一定の条件を満たせば募集を必要とする「産権簿」の提出が不要とされている。一方社債法においては短期社債は「総額引受け」が要件とされているが、この「総額引受け」は一般には「募集」と対立する概念と見られる。それによる弊害は、ダイレクトC Pを発行目的が募集（公募）を行わねばならず募集に該当する。 発行登録及び証券法の関係が規定している「短期社債の募集」の発行手続は、発行目的が人であるディーラー（投資家に短期社債の発行手続を交付することとし、発行が完了すると総額引受けによる短期社債の引受けがあり、かつ発行手続による短期社債の発行があるという状態と見られるため、発行手続においては、ディーラー（投資者毎に短期社債引受け契約を取り交す関係が成立している。と対してダイレクトC Pの公募発行においては、一般の公募発行の引受人（ファンデライター）が存在しないため、「発行手続を確定させたうえで投資者の募集を行うことは事実上不可能である（ディーラーが直接発行を行うも事実発行においてはこの問題はない）。一方、「総額」が規定しないことと併せて、受託していった募集に募集金額が満たないケースが想定されるが、それは発行のリスクであり、発行がそのリスクを要する発行を行うのであれば特別問題ないものと思われる。一律の条件で投資者への募集を行えず、個別投資者毎に条件を設定して「引受け」を行うという発行は法的に有効であり、公募発行の形を生かすことが、これは大きな弊害であり早急に対応が必要であると考える。 発行しなくとも「総額引受け」という語義で前述のとおり「総額引受け」と見なされなくとも、募集引受け制度の作成が特記事項	
民法第446条-第65条	事業向け融資における個人保証を制限するような民事上の措置は存在しない。	a		事業向け融資における個人保証を一定の場合に禁止することは、事業資金の円滑な調達を阻害するおそれがあるため措置困難であるが、根保証契約について保証人が過大な責任を負うこととなる場合があるなどの問題点が指摘されていることを踏まえ、法制審議会において、保証制度の見直しについての検討を行って、平成16年度中に結論を得て、関係法案を国会に提出する予定である。		20500023	法務省	事業向け融資における個人保証の見直し	5044	50440004	11	慶應義塾大学ビジネススクール ルネサンス研究室	4	事業向け融資における個人保証の見直し	事業向け融資において個人に責任を負わせる保証制度の範囲を制限する		新規開業の促進と一度事業に失敗した起業家への再挑戦の道を開くことで国際競争力の原動力となる起業意欲の向上を図るため。流動資産、特に売掛債権や受取手形については、銀行は担保に取得しているケースが多い。それにも拘わらず、銀行が個人保証を請求することは、2重に保全を図ることとなり、債務者にとって極めて不利な状況と云わざるを得ないため、そのような弱者（ベンチャー・ビジネス）不利の状態は改善する必要がある。また、売掛債権、受取手形は、一般的には債権回収可能性は高いことから、2重保全の必要性はないものと考え、従って、金繰り償還すべきである運転資金は、個人保証は請求せず、収益償還すべき設備資金のみは、その保全性＝債権回収性の難しさに鑑み、個人保証はやむを得ないものとする。	ベンチャー企業、中小零細企業は、販売先・仕入先とのパワーバランスが弱い立場にあるため、運転資金が肥大化する傾向にあり、その資金調達である。流動資産である。現預金、売掛債権などは回収可能性が高く、銀行などは、それらを担保取得していることが多いことから、流動資産の範囲内においては、借入金に個人保証を請求すべきではない。

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
商法第211条	単元未満株式にも一定の共益権が付与されている。	b		単元株制度については、現在作業中の会社法制の現代化（平成17年法案提出予定）にかかる法制審議会等の議論において会社法制の現代化に係る議論の一環として総合的に検討を進めているところであり、単元未満株主の有すべき権利については、原則として、現行法の単元未満株主の有する権利と同一のものとしつつ、共益権については、定款でその制限をすることができるものとする方向で検討を進めている。		20500024	法務省	単元未満株主の共益権	5048	50480005	11	社団法人 日本自動車工業会	5	単元未満株主の共益権	従来（単元株制度）と同様に、単元未満株主の共益権はないものとするべき。	平成13年6月の商法改正により単元株制度が単元株制度に置き換えられたが、これに伴い単元未満株主にも共益権が付与されることとなった。	「単元株制度」の導入（昭和56年改正）時に、単元未満株主については、単株主と同様に共益権は付与されないものとしたが、これを置き換えたとする「単元株制度」において、単元未満株主にも共益権があるように変更しなければならない合理的な理由はない。	
商法第211条の2	子会社による親会社の株式の取得は原則として禁じられている。	b		子会社による親会社株式の取得規制については、現在作業中の会社法制の現代化（平成17年法案提出予定）にかかる法制審議会等の議論において会社法制の現代化に係る議論の一環として総合的に検討を進めているところであるが、子会社による親会社株式の取得は、資本の維持を害することなど、株主相互間の不公平を生ずることなどの弊害が生ずる危険性があるところ、自己株式の取得と同様に財源規制及び手続規制等の制約を設ける等の措置を講じた上で認めるにしても、別法人である親会社期間においてそのような措置を講ずるには解決困難な技術的・実務的問題が存在することから、その見直しには慎重であるべきであると考え。		20500025	法務省	子会社による親会社株式保有規制の撤廃	5048	50480006	11	社団法人 日本自動車工業会	6	子会社による親会社株式保有規制の撤廃	規制を撤廃すべき。	自己株式の取得については、平成13年9月1日施行の改正商法により、一定の条件規制の下で自由にできるものとされたが、「子会社による親会社株式保有規制」については、見直しが行われていないし、	子会社による親会社株式の取得は、自己株式の取得と同一視でき、これを認めると自己株式取得の手段として利用されるとの考え方から禁止されていたものであり、従って、自己株式の取得が原則自由とされた以上、「子会社による親会社株式保有規制」が残っているのは不合理である。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
		c		我が国は専門的・技術的分野の外国人労働者の受入れを図ることとしており、現段階において単純労働者の受入れを具体的に検討することは困難であるが、少子高齢化社会を迎えた我が国社会において単純労働者の受入れの是非も含めて、今後の出入国管理制度の在り方について、関係機関等と連携を図りながら、検討を進めてまいりたい。		20500026	法務省	外国人労働者の受入体制	5054	50540004	11	東京商工会議所	4	外国人労働者の受入体制	不熟練・単純労働分野に従事する外国人労働者の受入については「労働許可制」により管理を徹底するなど、具体的な検討を進める。		中長期的に見てわが国の人口は確実に減少すると推計されており、将来の労働力不足は避けられない。また、国内労働力の掘り起こしや有効活用にも関わらず人手が不足する分野が存在するため。	
	出入国管理制度は専門的・技術的分野の外国人労働者について積極的な受入れを行うという基本方針の下に構築されており、当該外国人労働者の円滑な受入れに努めているところである。 また、入国・在留に係る各種申請における提出書類の簡素化を行っている。	e		「投資・経営」については、上陸許可基準である2人以上の日本人等を常勤職員として雇用して営まれる規模について、投資額が年間500万円以上であればよいとするガイドラインを作成し、また、外国人情報処理技術者について、大学を卒業してあらず10年以上の実務経験を有しない場合であっても、所定の試験に合格している場合等には入国することが可能となるよう上陸許可基準の緩和措置を執るなど、専門的・技術的分野の外国人労働者の積極的な受入れのための必要な措置を実施している。 また、入国・在留に係る各種申請における提出書類の簡素化を行っている。		20500027	法務省	外国人労働者の受入体制	5054	50540005	11	東京商工会議所	5	外国人労働者の受入体制	専門的・技術的分野の外国人労働者に関しては、資格要件の緩和や手続きの簡素化など引き続き一層の拡充が必要		中長期的に見てわが国の人口は確実に減少すると推計されており、将来の労働力不足は避けられないため。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
信託法第58条	信託法第58条は、受益者が信託利益の全部を享受する場合で、かつ、やむをえない事情があるときは、受益者又は利害関係人の請求により、裁判所が信託を解除できる旨規定している。	b		平成16年中に法制審議会に信託法の見直しに関する専門部会を設置し、具体的な調査審議を進め、平成17年度中に信託法の改正について関係法案を国会に提出することを旨として作業を行っていく予定である。信託法第58条の見直しについては、現行信託法下における種々の問題点の把握や分析に努めている段階であり、現時点では検討の方向性は未定であるが、いずれも法制審議会における審議の内容を踏まえて上記の関係法案提出までには所要の結論を明らかにする予定である。		20500028	法務省	特定持分信託利用促進のための信託法58条の見直し	5057	5057001	11	社団法人 全国信販協会	1	特定持分信託利用促進のための信託法58条の見直し	バンクグループリモートのSPCを創設するための手段としては、ケイマンSPC、中間法人、資産流動化法に定められる特定持分信託（日本版ケイマン）の利用が考えられる。このうち、法的、税務的に最も安定している制度は特定持分信託であるが、実行時は現状2、3件程度である。これは、信託法58条（受益者が1人の場合には信託を解除できる旨を定めている）が、特定持分信託の効果を生じしめる可能性があると思われる。資産流動化法の特定持分信託に関して信託法58条の適用がない旨明確にしていきたい。		債権流動化市場の更なる発展のため。	
債権管理回収業に関する特別措置法第2条第1項、第18条第5項、債権管理回収業に関する特別措置法施行令第1条～第3条	債権回収会社の取り扱うこととなる対象債権は一定の範囲に限定される。「特定金銭債権」と定義されている。債権回収会社は、特定金銭債権に係る債務であって、利息制限法の制限を超える利息又は賠償額の支払いの約定がなされている債権については、制限利息・賠償額に引き直すことにより、元利金を含めて請求することができる。	b	及び事務ガイドライン（ ）	債権管理回収業に関する特別措置法第7条において、この法律の施行後5年を目途として、この法律の実施状況等を勘案しつつ検討が加えられるものとされており、本年が施行後5年目に当たることから、ユーザー等からのヒアリング等の調査を行い、実情・ニーズの把握に努めているところである。	債権管理回収業に関する特別措置法の実施に係る事務ガイドライン	20500029	法務省	サービサー法の特定金銭債権の範囲の拡大	5057	5057002	11	社団法人 全国信販協会	3	サービサー法の特定金銭債権の範囲の拡大	サービサーへの取扱債権が大幅に拡大され、不良債権処理の体制整備、流動化市場の拡大のため、取扱債権の対象範囲の大幅な拡大をしていただきたい。資金債権における利息制限法による引直し再計算の範囲の見直し：ノンバンクの有する利息制限法を超える資金債権は、特定金銭債権であるが、現状、資金業規制法43条の適用の有無に拘らず、当初からの利息制限法許容利率での引き直し再計算とその記録がなければ取扱が禁止されている点の見直しを検討していきたい。		弁護士法72条、73条の特例たる債権管理回収業に関する特別措置法（サービサー法）は、日本経済再生のための金融機関の持つ不良債権の早期処理のためという目的から、債権の回収受託、譲受できる金銭債権の範囲が限定されている。クレジット業務が保有する債権の大部分をサービサーが取扱可能なものとの、クレジットカードキャッシング債権については、クレジット会社からサービサーへの当該債権のアウトソーシングが未だ進んでいない状況にある。また、一般の売掛債権や公共料金、税金等も取扱債権となっていない（業金代行業務の兼業承認により支払済内債務はできるものの、活動範囲はかなり限定されている）ため、サービサーの活動範囲が広がらない要因となっている。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）	
不動産登記法 159条/2 80条 81条 81条/8 93条 93条/4/2 93条/5 93条/11	不動産の表示に関する登記を怠った者に対する過料の規定は、申請期間を経過したことをもって直ちに適用することなく、まず、申請の義務のある者に対し、登記の申請を催告することとされている（不動産登記事務取扱手続規則92条）。	b		当該罰則規定の運用については、国民の意見を踏まえて、適正な運用を行ってまいりたい。		20500030	法務省	不動産登記法罰則規定の適正運用	5060	5060001	11	土地家屋調査士大保木正博	1	不動産登記法罰則規定の適正運用	不動産登記法第80条第1項を初めとして土地の表示に関する登記のうち報告的登記については、その事象が生じた時から1ヶ月以内に不動産の表示に関する登記を行わなければならないと強制規定がされている。さらに同第159条/2において、その登記を申請すべき義務がある者がこれを怠ったときには10万円以下の過料に処すとの罰則規定もある。しかしながらこの罰則規定が適用されたことは今だかつて1件もない。この規定の適正な運用を要望する。	こうした不動産の表示に関する変更事象を最も知りうるのは表示の登記官である。表示の登記官に裁判所への報告義務がないことも、罰則規定が適用されていない大きな原因といえる。表示の登記官に裁判所への報告義務を与えることにより適正運用がなされる。	権利の客体である不動産の現況を公示する表示に関する登記は、国家基金を支える極めて重要な使命を担っている。そのため、不動産登記法の表示に関する登記のうち、報告的登記については強い罰則規定として、1ヶ月以内に登記を申請することとされています。しかしながら、この運用が守られておらず、登記事項と現況事項が相違する不動産が多く存在している。またこの登記義務を怠った場合に課せられた事例は1件もない。このことは不動産取引、金融取引、固定資産課税行政において、取引の弊大いなる支障と負担となっている。表示の登記官にこうした登記が為されていない不動産について裁判所への報告義務を与えることにより適正運用ができるため提案する		
刑法第185条第186条 1 罰金をした者は、50万円以下の罰金又は科料に処する（刑法第185条）。 2 常習として賭博をした者は、3年以下の懲役に処する（刑法第186条第1項）。 3 賭博博を開帳し、又は博徒を結合して利益を図った者は、3年以上5年以下の懲役に処する（刑法第186条第2項）。	カジノに係る行為は、刑法第185条・第186条に規定する罪の構成要件に該当しうる行為である。	c	-	C：全国規模で対応不可。刑法第185条及び第186条は、社会の風俗を害する行為として規定されているところ、刑罰法規の基本法である刑法を改正して、カジノのみを刑法第185条及び第186条の構成要件から外すことはできない。いずれかの省庁において、カジノを法制化する法律を立案することとなれば、その内容について、法務省が個別に、当該省庁との協議に応じる用意はある。		20500031	法務省	カジノの立地に関する規制の緩和	5061	5061001	11	荒川区	1	カジノの立地に関する規制の緩和	外国人旅行者向けのカジノの誘致のための規制緩和の実施または特別法の制定	平成22年度の成田新高速鉄道の開業を見据え、主要駅となり得る日暮里駅周辺の活性化を目指して、ホテルと一体となったカジノの誘致を行う。	世界100カ国以上で設けられているカジノを設置することにより、多数の外国人観光客が訪れ、観光拠点としての地域のポテンシャルが向上する。これにより、地域振興・地域再生を促進することが可能となる。	観光拠点としての地位を確立することにより、観光産業関連企業等の進出が見込まれ、地域産業の活性化につながる。	カジノは純粋な人的サービスであるため、他の産業に比べて雇用効果が高く、地域の雇用促進につながる。

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）	
不動産登記法 93条2項	建物の表示登記の申請書に建築基準法の検査済証が添付されるのは、「所有権を証する書面」としてであり、必ずしも検査済証の添付を要求しているものではない（所有権を確認できる書類の添付があれば差し支えない）。	c	-	建物の表示登記の際に検査済証が添付されるのは、所有権を証する書面としてであり、他に所有権を証する書面が提出された場合には、検査済証の添付は要しないことになる。 仮に、検査済証の添付をすることができない場合であっても、表示の登記をすることは所有者の義務であり、検査済証の添付がなければ表示の登記をすることができないとするのは、登記制度の目的を越えることとなり、許されないものと解される。 建築基準法違反への対処は建築基準法において措置する問題であり、検査済証の取得について、不動産登記法においてそれを徹底するということが妥当でないと考える。		20500033	法務省	建物登記申請時における検査済証の添付義務化	5070	5070001	11	野田市	1	建物登記申請時における検査済証の添付義務化	建物登記申請時に検査済証を添付義務化させることにより、完了検査件数を増加させるとともに、違反建築物の減少につなげる。			建築基準法第6条の規定により、建築確認申請を行って確認済証の交付を受けなければならない建築物については、同法第1条第1項の規定により、建築完了後に完了検査の申請をし、検査済証の交付を受けなければならないが、当市におけるこの3種の完了検査受検率は30～40%であり、6～7割が未受検となっている。建築基準法では完了検査の申請をしない場合の罰則規定があるが（同法第100条第1項）、当市では未申請者に督促処置を行っているものの、罰則規定に基づく発発は行っていない。また、県内でもこうした申請手続を違反はもとより違反建築物に際しても発発を行った事例はないと聞いている。市で申請手続を行った発発を行うとした場合、おそれない人の職員が専任で中間審査する等しい事務量が予測される。仮に、申請手続を違反を法律どおり全般的に取り締まるとした場合、大量の発発が予測されるが、警察検用が検査で大量の申請手続を違反の発発を処理できるかどうかは不明であり、このような事態を想定すると、罰則規定に事実上、形骸化していると思われるを得ない。よって、完了検査申請の督促等が措置は引き続き継続しつつ、これを補完する方策として、建築基準法違反の発発に比べ、より現実的で実効性ある対応可能な不動産登記法における「登記申請時の検査済証添付義務化」を行うことにより、完了検査済証の向上を図るものとして要望するものである。なお、東松地方のある法務局では、登記申請時の検査済証を義務づけているところがあると聞いている。	
不動産登記法 81条	土地区画整理事業区域内において、仮換地指定がされた場合であっても、登記簿において管理されているのは従前の土地のままであるから、たとえこれに照応する仮換地の地目が宅地であっても、従前の土地の地目の現況が宅地以外であれば、従前の土地の地目を宅地とする地目変更の登記は受理されない。	c	-	登記簿は、従前地の状況を表示するものであるから、仮換地の地目をもって従前地の地目とするのは、登記制度の趣旨に反する。 また、仮換地の地目変更については、その底地である登記上の土地の地目変更を、当該土地の所有者から申請すべきことになる。		20500034	法務省	土地区画整理事業施行中における地目変更登記の取扱いの緩和	5086	5086001	11	松山市	1	土地区画整理事業施行中における地目変更登記の取扱いの緩和	土地区画整理事業の施行中における登記地目の変更については、仮換地の使用収益開始日以降において、仮換地の利用状況に応じて、登記地目をが変更できるようにする。	土地区画整理事業の施行中における登記地目の変更については、仮換地の使用収益開始日以降においては、仮換地の使用収益開始日以降に限り、仮換地の現状に則した登記地目の変更を可能とする。	現行の取扱いは、「土地区画整理事業区域内の土地の地目の変更登記は、従前の土地及び仮換地の双方が共に同一地目の現状でなければ、これをすることができない。」という法務局の見解であるが、現状にそぐわない場合も生じている。そこで、仮換地の使用収益開始日以降については、仮換地の現状に則した登記地目の変更を可能とする。	このことにより、地権者の公平性が保たれると共に、先般の規制改革（番号514）で分筆登記の明確化がなされたことと相俟って、土地活用の多様化や流動性が促進され、土地区画整理事業の趣旨に合致するものとなる。	添付資料1-1 不動産登記法条文 添付資料1-2 現在の地目変更登記の取扱い

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
更生保護施設整備費補助金交付規則（平成8年法務省令第26号）に基づき、老朽化して緊急に改築、補修等が必要と認められる更生保護施設の当該整備事業について補助率1/2を上限として補助金を交付している。補助対象は、更生保護法人である。		c	-	C：更生保護施設の財産の処分については、補助金により得た財産かどうか、財産を得てからどのくらいの期間を経過したかに関係なく、全て個別具体的に国が認可している事項である。本補助金により得た財産の処分制限期間を設定しても、その期間が経過したからといって、自由に財産を処分することはできないのであるから、意味がなく、また、矛盾することとなる。	更生保護法人は、全ての国所管となっており、地方公共団体は所管しないこととなっている。 また、地方公共団体が設置している更生保護施設も現在のところない。	20500035	法務省	補助金適正化法の運用の一元化	5094	5094005	11	和歌山県	5	補助金適正化法の運用の一元化	補助金適正化法に基づく処分制限期間については、各府省庁が別途政令で制定するのではなく、財務省令にて、処分制限期間の統一（一本化）を図り、既存の政令は各府省庁において廃止されたい。		・補助金適正化法第22条に基づく財産処分制限期間は、各府省庁の政令により別途定めるとされており、現状では、各府省庁の政令を定める時期によりばらつきが見られ、さらに改正後の届出書きには、財務省令に運動した処分制限期間ではなく、改正後に取得した財産にのみ適用が受けられるように政令で告示されている。国の補助金を活用し、整備したものの（例 鉄筋コンクリート）や購入したものの（例 ソン・サーバ）が同じであるにもかかわらず、補助金の種類によって異なる処分制限期間となっている。	
刑法第185条第186条 1 賭博をした者は、50万円以下の罰金又は科料に処する（刑法第185条）。 2 常習として賭博をした者は、3年以下の懲役に処する（刑法第186条第1項）。 3 賭博場を開帳し、又は博徒を結合して利益を図った者は、3月以上5年以下の懲役に処する（刑法第186条第2項）。	カジノに係る行為は、刑法第185条・第186条に規定する罪の構成要件に該当しうる行為である。	c	-	C：全国規模で対応不可。刑法第185条及び第186条は、社会の風俗を害する行為として規定されているところ。刑罰法規の基本法である刑法を改正して、カジノのみを刑法第185条及び第186条の構成要件から外すことはできない。 いずれかの省庁において、カジノを法制化する法律を立案することとなれば、その内容について、法務省が個別に、当該省庁との協議に応じる用意はある。		20500036	法務省	カジノ実現に必要な法整備	5095	5095003	11	東京都	13	カジノ実現に必要な法整備	カジノを実現するために、必要な法整備を行うこと。	カジノ開設	・カジノは、有力な観光資源であり、新たなゲーミング産業として、経済波及効果や雇用創出効果が大きいと期待できる。 ・カジノは、現行法では、刑法の賭博および賭けに関する罪で規制されており、実施することができない。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
		b		国際的標準に準拠したバイオメトリクス導入旅券に対応できる機種の開発設置に向け、本年度には調査研究及び実証実験を行うこととしている。今後は、その成果を得て、バイオメトリクスを活用した出入国管理の実施の在り方について、我が国や各国の発給する旅券へのバイオメトリクスの導入状況を踏まえつつ、関係省庁と連携を図り、審査の厳格化の一環としてその推進を図ってまいりたい。		20500037	法務省	来日外国人・組織犯罪の防止	5095	50950015	11	東京都	15	来日外国人・組織犯罪の防止	既にアメリカで実施されているバイオメトリクス（生体認証技術）を活用した入国審査の実施など、入国・在留資格審査を厳格化すること。	退去強制した不法滞在者の水際での再入国阻止などによる来日外国人犯罪の抑止	・留学・就学、研修、興行、日本人配偶者等の資格で入国するものの中には、在留資格は名目だけで、当初から不法就労等を目的としている者が多く存在しており、その手段も偽変造旅券、学校ぐるみでの受け入れ、偽装結婚等、より悪質巧妙化している。 ・出入国管理法の改正により、在留資格取消制度の創設や不法残留者の罰金額引上げが行われ、不法滞在者に対する取締りは一定の措置が講じられた。 ・しかし、退去強制した不法滞在者を再入国させないための制度は未だ構築されていない。	
構造改革特別区域基本方針等において定められた規制改革に関する措置の実施に伴う入国在留審査事務の取扱いについて	留学生が、卒業後、就職活動を行っており、かつ、大学による推薦がある場合には、「短期滞在」への在留資格変更を許可し、更に1回の在留期間更新を認めることにより、最長180日間滞在することを可能とするともに、個別の申請に基づき、週28時間以内の資格外活動許可を与えている。	d		留学生が、卒業後、就職活動を行っており、かつ、大学による推薦がある場合には、「短期滞在」への在留資格変更を許可し、更に1回の在留期間更新を認めることにより、最長180日間滞在することを可能とするともに、個別の申請に基づき、週28時間以内の資格外活動許可を与えている。		20500038	法務省	「留学資格」終了後の休職中の外国人について一定期間の在留資格を認める。	5133	5133007	11	愛知県	7	「留学資格」終了後の休職中の外国人について一定期間の在留資格を認める。	求職中の元留学生に対し、一定期間の在留資格を認める。	求職中の元留学生に対し、一定期間の在留資格を認める。	留学生は卒業後、就職が決定していないと在留資格の更新が認められない。そのため、日本で就職を希望している留学生の就職活動の阻害要因となっている。	

該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項番号	要望事項 （事項名）	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 （特記事項）
民法施行法第5条	確定日付ある証書として、公正証書、官庁又は公署においてある事項を記入し日付を記載した私書証書等が規定されているほか、指定公証人が電子的に記録された情報に日付情報を付した場合には当該情報も確定日付ある証書とみなされている（民法施行法第5条）。	c	-	指名債権譲渡の對抗要件としての債務者に対する通知・承諾は、確定日付ある証書をもってしなければ、債務者以外の第三者に対抗することができないとされ（民法第467条第2項）、債権が二重に譲渡された場合、譲受人相互間の優先は、確定日付ある証書による通知・承諾の先後関係によって決せられる。このように確定日付には、当事者の権利の得失直接関係するという法律上の効力が認められており、高度の信用性、制度としての継続性の確保が強く要請される。民法施行法第5条はかかる趣旨から、確定日付の対象を一定の範囲に限定しているものであり、民間事業者が行うタイムスタンプに確定日付の効力を付与することは困難である。なお、電子的手段による債権譲渡を推進するための施策については、新たな法律の制定も視野に入れた検討が、政府において進められているところである（e-Japan重点計画 - 2004参照）。		20500039	法務省	一定の民間事業者がタイムスタンプを付した電子データへの確定日付ある証書としての効力の付与	5139	51990441	11	(社)全国信用金庫協会・信金中央金庫	41	一定の民間事業者がタイムスタンプを付した電子データへの確定日付ある証書としての効力の付与	電子署名法上の認定を受けた認証事業者等一定水準以上の技術的信頼性を有する民間事業者がタイムスタンプを付した電子データについて、電子公証制度における電子確定日付と同様に、確定日付ある証書とみなすこととする。		電子公証制度による電子確定日付は、債権譲渡等の電子取引をシームレスで瞬時に行うシステムに適さない。また、電子署名法上の認定を受けた認証事業者等にも電子確定日付の付与を許容することにより、一定水準以上の技術的信頼性を確保しつつ、利用者利便の向上を期待することができる。	